



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②⑤

宗教法人と墓地経営 4

● 名義貸しの禁止

大都市圏での墓地不足を背景に1960年代後半から霊園事業が都市近郊で盛んになりました。特にバブル崩壊後は企業の遊休地等を利用して霊園開発が行われています。所轄庁は、株式会社等の利益企業には墓地経営を許可していません。そこで企業の中には、宗教法人を名義人として、墓地経営の許可をうけ、霊園事業を行おうとするものが現れました。

企業とすれば、墓地を造成し、これを分譲することによって得る利益が目的ですから、墓地完成後は「墓地を全て宗教法人に寄付する」旨の契約を締結するのが一般的です。最近では宗教法人が所有している土地でないと許可されないところが多いので、事業開始前に宗教法人の所有名義に移します。

宗教法人にとっては、自己資金を使わずに墓地が手に入り、信者を増やすことが出来ますから、布教活動にも有益だということになります。このようにして企業と宗教法人の利益は大筋で一致するということになります。

<名義貸し墓地の問題点>

墓地経営の許可申請はもちろん、造成・分譲・完成後の維持管理は全て宗教法人の名前で行われるわけですから、万一、途中で何らかの問題が発生したときは、企業にとっても宗教法人にとっても重大事態ということになります。

例えば、

- ① 土地造成の途中で企業が倒産した場合 - 宗教法人の名で造成工事の請負契約を締結しているときは、請負代金の支払は宗教法人の責任となります。
- ② 計画どおりに分譲できなかったとき - 造成工事費等の負担は誰が責任をもつのかということで争いになります。
- ③ 企業が許可申請手続のなかで不正を行った場合 - 宗教法人名義で行われるものは、宗教法人の責任となります。
- ④ 管理料だけで管理が出来ないような場合 - 宗教法人が行う管理責任は墓地が存続する間永久に続きますから、いつまでも持ち出しで管理を維持していかなくてはなりません。
- ⑤ すでに墓地利用者がいる場合 - 被害は何ら責任のない墓地利用者に集中することになります。

平成12年12月6日厚生省生活衛生局長は、「墓地経営・管理の指針」を出して、名義貸し墓地を認めないように都道府県に対し配慮を要請しています。この指針は許可の際の条件として<名義貸しが行われていないこと>をあげて以下のように述べています。

「経営を開始した後、墓地の売れ行きが思わしくなく財政状態が悪化したために、民間の営利企業が経営に介入し、実権を握ることによって名義貸しが行われる場合が想定される。このため、経営が必ずしも順調でない場合には特にチェックが必要となる。」

<名義貸しとならない為に>

宗教法人が名義料をもらって墓地の経営を企業まかせにするという時代は終わりました。霊園事業を行うことは布教の一環として大変重要なことですから、他人まかせにははいけません。資金面、労働力の確保、申請手続等に企業の手助けをうけるとしても、自ら行うという気概をもつことが必要です。行政との打ち合わせ、反対住民との交渉、請負会社との契約、全てにわたって代表役員や責任役員が率先して行うことが望まれます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修